

坂城町議会告示第2号

坂城町議会事務局処務規程（昭和39年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月13日

坂城町議会議長

第9条を次のように改める。

議会の公印を次のように定める。

長野県埴
科郡坂城
町議会議
長之印

長野県埴
科郡坂城
町議会副
議長之印

坂城町
議会委
員長印

坂城町
議会副
委員長印

21ミリメートル平方 21ミリメートル平方 17ミリメートル平方 17ミリメートル平方

附 則

この規程は、告示の日から施行する。